

# 歳入

町で一年間に行う事業にはそれだけの収入が必要となります。その内訳は円グラフのようになっています。

歳入には、自主財源（町が独自に徴収または収納するもの）と依存財源（国や県から町へ交付されるもの）の二つに分かれています。グラフでもわかるように、五十六年度の町予算は七十一・五%が依存財源となつています。

まず自主財源からみると、割合のもっとも高いのが町税で、町に入るお金の十六・八%を占めています。

これは前年度に比べ十五・四%の伸率です。

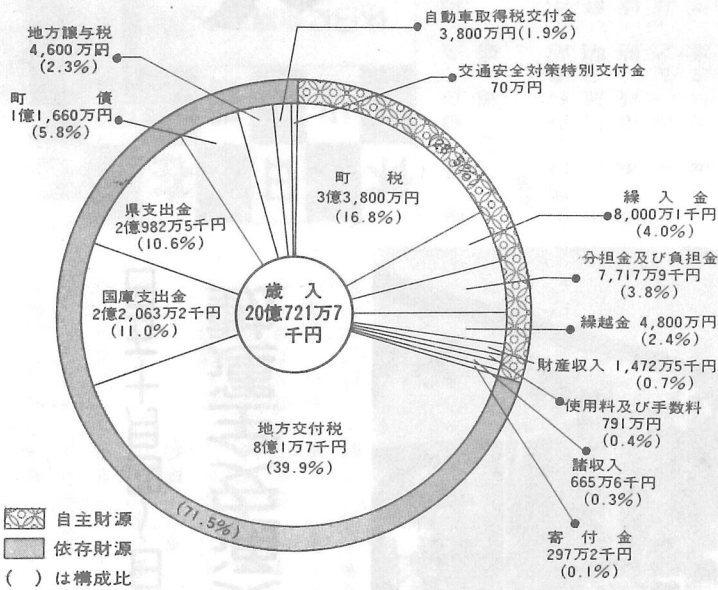
町税のなかには、町民税、固定資産税、電気税、たばこ消費税、軽自動車税などがあり、このなかの電気税は二百五十三万三千円が財源としてあげられ、前年度に比べ五十三・四%の伸びを示しています。

このほか自主財源としては、分担金及び負担金（特定の事業に要する費用を受益者に負担していただくもので、保育料や給食費など）や使用料及び手数料（町営住宅使用料や戸籍謄抄本

の手数料など）繰入金、繰越金、財産収入、諸収入、寄付金などがあります。

つぎに依存財源では、地方交付税が全体の三十九・九%と多く、国から交付される財源として町の行財政運営に重要な役割を果たしています。

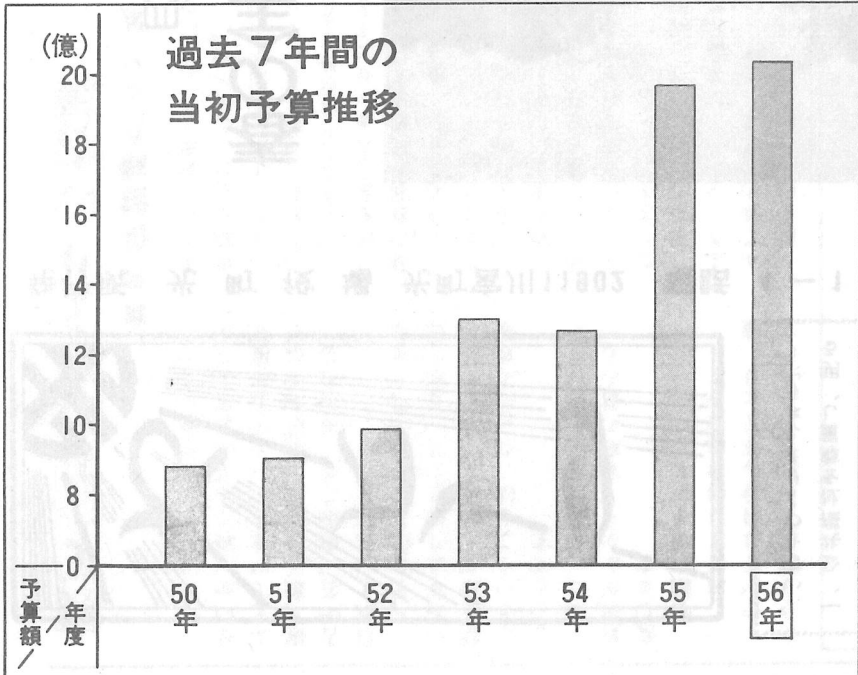
このほか、やはり国や県からくるお金で性質の異なった、国、県支出金、地方譲与税、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金、交通安全対策特別交付金、そして学校建設などの大型事業を行うための借入金である町債があげられます。



○使うお金  
17万1,074円

町民1人あたりのお金

○納める町税  
2万8,808円



上図の「町民一人あたりのお金」は今年度の歳入予算のなかで、町民のみなさん一人あたりがどのくらい町の町税を納めることになるかを単純計算したものです。町税三億三千八百万円を三月一日現在の人口で割ると、一人あたりが納める額は二万八千八百八円となり逆に町民一人あたりに使われる額を計算しますと十七万一千七百四円になります。